平成２９年（フ）第３８６４号
東京都豊島区池袋本町３丁目９－１－108
債務者　近藤　正代
1　決定年月日時　平成29年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月25日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３８６８号
東京都練馬区早宮２丁目23－１－102
債務者　田口　悦子
1　決定年月日時　平成29年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月25日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３８７０号
東京都渋谷区幡ヶ谷２丁目１－１－307
債務者　下平　　晃
1　決定年月日時　平成29年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月25日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３８７３号
東京都あきる野市五日市1100―101
債務者　立原　　賢
1　決定年月日時　平成29年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月25日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３８７４号
東京都世田谷区北烏山１丁目52―14―203
債務者　中内　真紀
1　決定年月日時　平成29年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月25日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３８７９号
東京都豊島区高松３丁目３－１－510
債務者　篠崎　正枝
1　決定年月日時　平成29年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月25日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３８８０号
東京都練馬区大泉町５丁目32―13　ハイヴィレッジⅡ301
債務者　相木　智子
1　決定年月日時　平成29年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月25日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３８８４号
東京都荒川区南千住７丁目12－２　青葉館
債務者　遠藤　智成
1　決定年月日時　平成29年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月25日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３８９０号
東京都練馬区南大泉１丁目24―11―102
債務者　小島　昌幸
1　決定年月日時　平成29年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月25日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３８９１号
東京都北区田端４丁目３－11
債務者　岩出　末三
1　決定年月日時　平成29年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月25日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３８９３号
東京都江戸川区江戸川５丁目７－３
債務者　大塚　伸子
1　決定年月日時　平成29年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月25日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３８９４号
東京都板橋区熊野町39－２－401
債務者　茂木　恵一
1　決定年月日時　平成29年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月25日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３８９５号
東京都板橋区熊野町39－２－401
債務者　茂木マイラこと　モテギ　マイラ　ベアト
1　決定年月日時　平成29年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月25日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３８９６号
東京都目黒区中目黒４丁目２－３－110
債務者　佐々木智代
1　決定年月日時　平成29年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月25日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３９００号
東京都江戸川区東葛西６－15－５－302、住民票上の住所東京都世田谷区代田５丁目１－10―110
債務者　澤口　元希
1　決定年月日時　平成29年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月25日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部